

# 市民発の「マニフェスト」に期待する

池田健三郎 特定非営利活動法人日本政策フロンティア 専務理事

国政選挙では、先の衆議院議員選挙でも、政党や候補者による「マニフェスト」(選挙の際に候補者が提示する政策の目標、実施時期、財源などを明示した公約)が話題になりました。一方、自治体の首長選や議会議員選挙においても、近年、マニフェストに注目が集まっています。今年になって、ローカル・マニフェスト推進首長連盟をはじめ、ローカル・マニフェスト推進ネットワーク、ローカル・マニフェスト推進議員連盟など、ローカル・マニフェスト運動を推進する団体が相次いで発足しました。また、首長選や議員選挙立候補者のために、マニフェスト作成を支援する自治体も出てきました。独立・非営利シンクタンクで、地域での公開討論会の開催やマニフェスト作成を支援しているNPO法人日本政策フロンティア(以下、JPF=Japan Policy Frontier)専務理事の池田健三郎さんに、地方自治におけるマニフェストの意義などについて、お聞きしました。

## 一市民としての想いから生まれたマニフェスト

「マニフェスト」という「選挙に立候補する人がつくるもの」というイメージがありますが、JPFで実施されている「地域(ローカル)マニフェスト作成事業」では、市民団体や青年会議所などが、JPFの支援を受けてマニフェスト作成に取り組んでいます。

池田 JPFでは自治体を経営体としてとらえています。その場合、「マニ

もつと市民セクターのほうから、そもそも行政ってなんなんだといった問いかけや、地域でこんなことをやりたいという意思があつてしかるべきではないでしょうか。大事なのは、民としてまず何を考えるのかということ。その民意の発露の結果としてのマニフェストということです。

JPFがかかわった事例では、滋賀県彦根市における「グランドデザイン」策定サポート支援があります。地元の商業者などを中心とした市民の研究会有り、研究会独自のまちづくり計画作成に関して、JPFが様々な面からアドバイスしました。

研究会では、勉強会などを通じて政策項目ごとにまちの未来像を描いていきましたが、次第に、自分たちの願望を叶えようとするとそれなりの負担も必要になってくることに気づき始めました。それらを実現するためには、政策に優先順位をつけ、また、行政をはじめ、様々なセクターによる協力が必要ということが分かってきました。

これは、グランドデザイン策定支援を行った後の話ですが、首長選挙が行

フェスト」は行政経営のツールであり、行政経営の明細書であるといえます。そこに示された政策を実行するには、当然、住民の判断を仰がねばならず、そのために首長選挙が行われるわけですが、ともすれば、マニフェストは選挙のための道具とみられがちです。しかし、私たちの見方は違います。マニフェストはいわば、自分たちが住んでいる地域をいつまでに、どうしたいのかを具体的に示したものです。それは、立候補者だけでなく、一市民が提示してもいいわけです。むしろ、

いけだ・けんざぶろう／1968年横須賀市生まれ。金沢大学卒業後、日本銀行入行。99年日銀退職後、個人事務所(経済評論・政策プランニング)設立、金融・経済・政治分野を中心とする「政策職人」として活動を展開。この間、2000年には民間シンクタンクの主任研究員に就任し、国会議員等の政策ブレーンとして活躍。01年の参議院選では米国式の政党テレビCM展開に政策面から関与。わが国初の「政策公約型CM」の実現を図る。04年5月特定非営利活動法人日本政策フロンティアの創設に参画。現在、日本政策フロンティア専務理事・政策研究部門統括のほか、北川正恭・早稲田大学大学院教授(前三重県知事)らと連携して立ち上げた「マニフェスト型公開討論会を推進する会」の幹事・運営副委員長として、青年会議所等と連携してローカル・マニフェストおよび公開討論会の普及にも取り組む。浜松大学国際経済学部講師、TBSテレビのコメンテーターとしても活躍。



●特定非営利活動法人日本政策フロンティア <http://www.jpff.gr.jp/>

われ、研究会のメンバーが立候補し、当選者とはほぼ互角の支持を集めることができたということです。その候補者の考えの基本となったのがグランドデザインでした。マニフェストという名称ではありませんが、マニフェストとやらなら変わるものではありません。たとえ知名度はなくても、政策をきちんと掲げれば、有権者に訴えることができるということが実証されました。マニフェストは「選挙に出ようとしている人」だけのものではないのです。

### マニフェスト型公開討論会で 具体的な政策論議を

—— JPFでは、地域マニフェスト作成事業のほかに、「政治のOSを変えろ三点セット」として、公開討論会の開催推進や投票率の引き上げ政策を掲げていますが、その目的は？

池田 JPFの活動目標は、民主主義の高度化、民主主義の質的向上です。その方法として、最終的には国民投票の実施が挙げられます。JPFでは様々な機会をとらえて国民投票の必要性を訴えています。国民投票についての議論では、たいがい、憲法改正への手続きについての議論になってしまふ。そうではなく、地域で住民投票に関心が高まっているなら、国に国民投票の制度があってもいいのではないかというのが基本的な考え方です。

その地域において、近年、地方選挙

の投票率が二〇%、三〇%に低迷している自治体が多数あります。首長も、議員も、少数の支持で当選しているのが現状です。果たして、これで民意を表しているといえるのか。

みんなが選挙権を行使するために、有権者がより正しく、より正確に判断できるためのきつかけが必要です。それが、マニフェストであり、公開討論会の実施なのです。

—— JPFが開催を支援している「マニフェスト型公開討論会」とは、どのような討論会なのでしょう？

池田 JPFでは、その前身の時代から、「リンカーン・フォーラム」と呼ばれる公開討論会を全国に広め、有権者が候補者を直接、目で見て、声を聞き、納得した上で投票できるシステムの確立に取り組んできました。その甲斐あってか、公開討論会は全国に普及しています。前回の衆議院議員選挙では、三百の小選挙区中、百四十九回と約半数の選挙区で公開討論会が実施されています。今回の衆議院議員選挙でも、急な解散・総選挙にかかわらず、活発に行われたようです。

従来の公開討論会に「マニフェスト」を組み合わせたのが、「マニフェスト型公開討論会」です。マニフェスト型公開討論会では、当然、各候補者がマニフェストを提示することが討論の前提となり、各マニフェストを軸に、より具体的な政策論議を行います。これ

は、公開討論会自体の高度化ともいえます。マニフェスト型公開討論会では、自ずと、具体的な政策論議を展開することができまふ。

マニフェスト型公開討論会で難しいのは、討論会を仕切る行司役、コーディネーターが必要なことです。JPFがこれまでかかわった例では、青年会議所や市民団体などが討論会を主催しているケースが多かったのですが、コーディネーターは事前にマニフェストを読み込んで、各候補者に的確な質問をしなければなりません。私はこれまで、四回ほどコーディネーターを務めました。各候補者を公平に仕切るためのコーディネーターは、公開討論会を成功に導く重要な役割といえます。JPFでは、コーディネーターを養成する活動も行っています。

### 民の力を生かして 投票率のアップを

—— マニフェスト作成支援も、マニフェスト型公開討論会も、投票率を上げるために欠かせない方策ということですね。

池田 選挙権は権利なんだから、行使するもしないも、個人の自由と考えている人は多いでしょう。それに、権利を行使したからといって、人に褒められるわけでもないから、なおさら選挙に行かない。

マニフェストにしても、公開討論会



6月15日、社団法人横須賀青年会議所の主催で、「横須賀市長選挙のローカル・マニフェスト型公開討論会～集え"志"民！自ら創る魅力ある横須賀」が開催され、池田氏がコーディネーターを務めた。選挙告示前に、候補予定者にマニフェストの提示を求め、その記載内容に基づいて公開討論会が進められた。

にしても、これらは皆、投票率を上げるためのプロジェクトともいえます。民主主義の高度化を図る上で、投票率の一つの指標でもあります。そこで、JPFとしても、その向上に取り組んでいるわけです。

選挙管理委員会が行う投票率アップのための方策というと、広告代理店を使って有名タレントでPRとか、広報車で呼び掛けるとか、それらがありあまり効果を上げていないという現状があります。

しかし、こうした現状を変えていくと、地域では様々な工夫が行われています。例えば、あるまちの商店街では、投票を済ませた人がもらえる「投票済み証」を提示した来店者に限り、値引きやポイントカードの加算を受けられる特別セールを実施して話題になりました。商店街の人たちにとっては、正直、他人の権利行使に対してなぜ自分たちが身銭を切って割引しなければいけないのかといった気持ちがあったと思います。しかし実際には、値引き分をカバーできるほど来店客が増えたということです。投票率が上がり、その結果売り上げも上がる。集客増のための様々な手段の一つとして、選挙も使えばいいという発想です。

JPFでは、こういったアイデアを全国に広め、加速させていきたいと思っています。例えば、大手ファーストフード店などが協力してくれたら、

若者の関心も高まります。こうした民の力を活用し、民主主義の高度化に生かしていくことも大事なのです。

——岐阜県多治見市や愛知県犬山市では、首長選や議員選の候補者のために、マニフェスト作成を支援する要綱などを定めています。こうした自治体の取り組みをどう見ているか？

池田 ある種、敵を助けることにもなるので、多治見市や犬山市の取り組みはたいへん評価できると思います。

マニフェスト作成支援の基本には、情報公開があります。自治体も持っている情報を徹底して公開して、候補者はそれを入手し、活用して、マニフェスト作成の基礎資料とすることができ、現職以外の間では、これまで、情報がなかったことが十分なマニフェストをつくれないういわけになっていた面もありました。

こうして候補者はだれもが、情報を活用することができるわけですが、しかし、情報が十分にあるからといって、必ずしも立派なマニフェストができるわけではありません。どんなにいい食材を手に入れても、それをきちんと料理することができなければ無駄になってしまふのと同じように、やはり最終的には、それをまとめ上げる候補者の力にかかっているのです。

さらに、冒頭でもお話しした、そのマニフェストに民意が反映されているか

どうか、マニフェストをただの公約にしないための必要な要素といえるでしょう。そして、議論を通じて、今のまちにはこれが必要なんだといった思いが共有されることで、マニフェストや政策が出来上がっていくことが望ましい姿です。

人肌のぬくもりや地域の香りをにじませつつ、あらゆる評価にも耐え得るようなマニフェスト。これが地方の現場から誕生してくることを、今後、期待します。

【多治見市マニフェスト作成の支援に関する要綱(抜粋)】

平成 17 年 4 月施行

(趣旨)

公職の選挙に立候補を予定している者がマニフェストを作成することを容易にするため、多治見市情報公開条例に基づく情報提供施策として、市に支援窓口を設け、市の保有する情報を立候補予定者に対して公平に提供する。

(支援の申請)

マニフェスト作成に当たり、保有情報の提供を受けようとする者は、市長に申請する。

(保有リストの作成)

市長は、提供できる保有情報のリストを作成する。

(支援の内容)

- ・市長は、保有情報の提供について申請があった場合、申請者に対し保有情報のリストを提示するとともに、必要な場合は、所管課に依頼し、当該リストの中から、必要な保有情報または保有情報の写しを提供。
- ・保有情報に個人情報が含まれる場合は、個人情報が記載されている部分を除いて提供する。
- ・市長は、申請者から保有情報の内容について説明を求められた場合、各課等の職員に保有情報の内容について説明させる。
- ・保有情報以外の情報の提供を求められた場合、協力するよう努める。ただし、新たに情報を収集したり情報を加工して提供するまでの支援は行わない。

(関連アドレス)

- ローカル・マニフェスト推進首長連盟  
<http://www.local-manifesto.jp/headleague/>
- ローカル・マニフェスト推進ネットワーク  
<http://www.local-manifesto.jp/network/>
- ローカル・マニフェスト推進議員連盟  
<http://www.local-manifesto.jp/gikaigiin/>
- マニフェスト型公開討論会を推進する会  
<http://www.m-touronkai.com/>
- 多治見市  
<http://www.city.tajimi.gifu.jp/>
- 犬山市  
<http://www.city.inuyama.aichi.jp/>